



現在位置 : [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [子ども・教育](#) [かわさき子育て応援ナビ](#) [ひとり親家庭のために](#)  
ひとり親世帯臨時特別給付金 (全国一律)

## ひとり親世帯臨時特別給付金 (全国一律)

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます



2020年6月14日

コンテンツ番号118462

### ひとり親世帯臨時特別給付金

#### ひとり親世帯臨時特別給付金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金の支給をおこなうものです。

※この給付金は全国一律の制度です。

※実施にあたっては令和2年第4回川崎市議会定例会における予算の議決を要します。申請方法などの詳細は決まり次第御案内いたします。

### 基本給付

#### 給付金の対象となる方

■以下、(1)～(3)のいずれかに該当する方

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方 **(申請不要です)**
- (2) 公的年金等※<sup>2</sup>を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※<sup>3</sup> **(申請が必要です)**
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 **(申請が必要です)**

※<sup>1</sup> 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※<sup>2</sup> 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※<sup>3</sup> 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

#### 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

### 追加給付

#### 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の(1)または(2)に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方 **(申請が必要です)**

#### 給付額

1世帯5万円

### お問い合わせ先

制度全般について

**ひとり親世帯臨時特別給付金 コールセンター（国）**

電話番号 0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）

6月15日（月）から利用できます。

**申請方法について****※実施にあたっては令和2年第4回川崎市議会定例会における予算の議決を要します。申請方法などの詳細は決まり次第御案内いたします。**

このページに対してご意見をお聞かせください

**このページは役に立ちましたか？**役に立った どちらともいえない 役に立たなかった**このページは見つけやすかったですか？**見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

いただいたご意見は、今後の当ホームページ運営の参考といたします。

[確認する](#)**お問い合わせ先****川崎市** こども未来局こども支援部こども家庭課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2672

ファクス：044-200-3638

メールアドレス：45kodoka@city.kawasaki.jp

(c) 2020 City of Kawasaki. All rights reserved.

[閉じる](#)[スマートフォン表示](#)